

厚生委員会報告資料

令和元年6月25日

報告事項件名	頁
(1) 東京女子医科大学東医療センター整備及び運営等協議会の開催結果報告について	1
(2) 旧江北桜中学校跡地を活用した（仮称）江北健康づくりセンターの整備について	3
(3) 足立保健所窓口アンケート調査（区民満足度）集計結果報告について	6
(4) （新規事業）胃がん内視鏡検診の実施（予定）について	11
(5) 「足立区糖尿病対策アクションプラン」に基づく平成30年度事業実施結果等の概要報告について	12
(6) 健康増進法に基づく食品広告規制に係る事務処理要綱の制定について	19

(衛 生 部)

厚生委員会報告資料

令和元年6月25日

件名	東京女子医科大学東医療センター整備及び運営等協議会の開催結果報告について
所管部課名	衛生部衛生管理課
内容	<p>標記の協議会について、昨年6月に第2回を開催し、今般、第3回協議会を開催したので報告する。</p> <p>1 日時等 日時) 平成31年3月25日(月) 19時30分から 会場) 足立区役所 13階 大会議室A</p> <p>2 議題 (1) 東医療センター移転事業の進捗状況について(女子医大) ①工事請負業者の決定及び起工式について ②今後のスケジュールについて (2) 東医療センター整備の進捗状況について(足立区) ①これまでの経緯について ②大学病院施設等の整備費に対する補助金の交付について ③病院移転地周辺の環境整備について (3) 東医療センターと地域医療との連携に関して(足立区医師会) (4) 全体を通しての意見交換</p> <p>3 参加委員 16名 (1) 足立区医師会 2名 (2) 東京都足立区歯科医師会 2名 (3) 足立区薬剤師会 2名 (4) 地域住民の代表 2名 (5) 東京女子医科大学 4名 (6) 長谷川副区長(協議会会長) 工藤副区長 政策経営部長 衛生部長</p> <p>4 主な意見等 (1) 区民代表より、新病院建設に伴う周辺道路の整備、無電柱化(電柱の地中化)の実現等について、大胆に進めていってほしいと前回同様に区への力強いエールがあった。</p>

	<p>(2) 医師会等より、地域医療の連携について、「足立区における病院整備の基本方針」にある「区民が安心できる地域医療の充実」の5つの機能（救急医療・災害時医療・周産期・小児医療・がん診療）を中心に、現場の医師同士が話し合い、情報共有できる場の創出を求める意見があった。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>今後も定期的に協議会を開催し、新東医療センターの整備および地域医療の連携の充実に向けて継続的に意見交換を行う。</p>

厚生委員会報告資料

令和元年6月25日

件名	旧江北桜中学校跡地を活用した（仮称）江北健康づくりセンターの整備について
所管部課名	衛生部衛生管理課 福祉部地域包括ケア推進課
内容	<p>旧江北桜中学校跡地を活用した（仮称）江北健康づくりセンターの整備について、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新施設建設の目的 <p>「健康づくり」をテーマとした江北エリアデザイン計画を推進するための拠点として、以下のコンセプトで整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東京女子医科大学東医療センターの移転を機に、江北保健センターと大学病院との連携事業に取組み、衛生行政のさらなる推進を図る。 (2) 高齢者が安心して暮らし続けられるよう、医療と介護の連携体制を強化する。 2 整備予定地 <p>旧江北桜中学校跡地 住所：足立区江北五丁目14-1 面積：7,666 m²</p> 3 新施設の機能 <ol style="list-style-type: none"> (1) 江北保健センター <ol style="list-style-type: none"> ①東京女子医科大学と連携して患者会への支援や健康教室を開催する。 <ul style="list-style-type: none"> ・極小未熟児やがん治療経験者などの患者会の支援 ・最前線のがん治療等の講演会 ②健康啓発・協創エリアを設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体による情報発信 ・体組成や血圧が自動的に計測でき、民間企業と区民及び利用者同士が交流できる場 (2) 休日応急診療所 (3) （仮称）医療介護連携センター 【詳細は備考参照】 (4) 子育てサロン上沼田（上沼田保育園内子育てサロンを移設） <p>子育て中の親子同士の交流を通じて、子育ての不安や負担を和らげるとともに、相談や指導が必要なケースについて、保健センターとの連携を強化する。また、専用出入口の設置により土・日曜日も開設し、就労世帯や父親等の利用者拡大を図る。</p> <p>※その他、施設想定利用者数に見合った駐車場を整備する。</p>

【備考】（仮称）医療介護連携センターの概要は以下のとおり

機能1 医療・介護連携機能

医療・介護連携に必要な情報の収集や提供を行う在宅療養支援窓口（本庁舎窓口を移転）を中心に、在宅医療・介護連携、困難ケース対応など、医療機関、介護事業者、地域包括支援センターへの支援機能（例：基幹地域包括支援センター、高齢福祉課 高齢援護係など）を集約し強化する。

機能2 研修機能

医療・介護にかかる研修を体系的に実施することで、高齢者を支えるための人材の確保・育成を行う。

【想定している研修】

- ・多職種連携研修・医療・介護スキルアップ研修
- ・介護職員研修・生活支援サポーター養成研修 など

現時点での各機能の想定床面積

名称	想定床面積	参考：竹の塚※1	参考：江北※2
江北保健センター	2,550 m ²	2,476 m ²	1,495 m ²
休日応急診療所	110 m ²	125 m ²	68 m ²
（仮称）医療介護連携センター	1,750 m ²	今回新設	
子育てサロン上沼田	100 m ²	現在上沼田保育園にて60 m ² で運営	

※1 竹の塚保健センター（平成16年建設）

※2 江北保健センター（昭和57年建設）

なお、各機能の床面積は、具体的な運営内容に合わせ、基本設計、実施設計の中で検討していく。

4 建設する上での制限

保健所以外の公共施設については、おしべ通り沿いの用途地域（第一種住居地域）にしか建設できない。

このため、敷地西側（おしべ通り沿い）に施設を建設し、敷地東側を駐車場として整備する（敷地面積7,666 m²の半分程度を想定）。

5 課題等

（1）足立区公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえながら施設設計等を進めていく。

（2）新施設の名称や愛称及び現在の江北保健センター（足立区西新井本町二丁目30-40）の跡地活用については、今後の検討課題とする。

	<p>6 スケジュール (予定)</p> <p>令和元年6月～ 施設設計委託契約手続き～締結 (6月補正予算計上)</p> <p>令和元年9月～ 基本設計、実施設計 (約14か月)</p> <p>令和2年度中 旧江北桜中学校解体工事</p> <p>令和2年12月 議会議決 (契約締結)</p> <p>令和3年1月～ 新築工事着手</p> <p>令和4年度中 竣工・開設</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>庁内関係所管及び足立区医師会等外部機関との調整を迅速に行いながら、開設に向けた準備を進める。また、跡地活用について鋭意検討していく。</p>

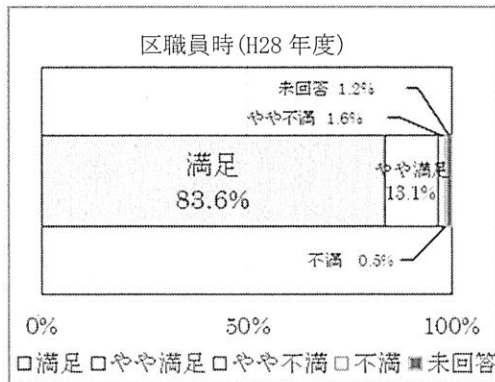
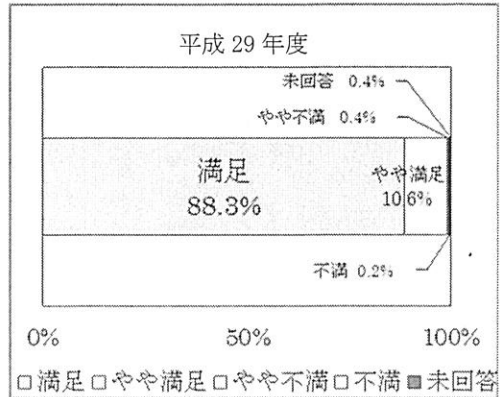
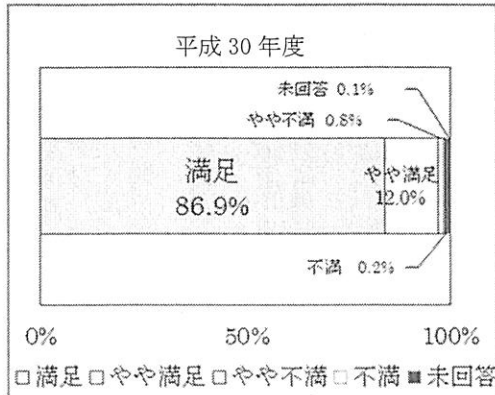
厚生委員会報告資料

令和元年6月25日

件名	足立保健所窓口アンケート調査（区民満足度）集計結果報告について																																																				
所管部課名	衛生部衛生管理課																																																				
内容	<p>足立保健所（東部保健センターを除く4か所）窓口等運營業務に係る委託後の評価として、窓口アンケート調査を実施したので、その集計結果を報告する。</p> <p>1 アンケート実施概要</p> <p>（1）実施期間</p> <p style="padding-left: 20px;">平成30年度実施分</p> <p style="padding-left: 40px;">平成31年1月7日から3月1日まで（38日間）</p> <p style="padding-left: 40px;">※委託前の区職員実施と近い時期にアンケート調査することで、委託前と委託後の比較の明確化を図った。</p> <p style="padding-left: 20px;">平成29年度実施分</p> <p style="padding-left: 40px;">平成29年10月1日から11月30日まで（41日間）</p> <p style="padding-left: 20px;">区職員時実施分（平成28年度）</p> <p style="padding-left: 40px;">平成29年1月23日から3月31日まで（49日間）</p> <p>（2）アンケート回答数</p> <p style="padding-left: 20px;">平成30年度実施分 1, 252人</p> <p style="padding-left: 20px;">平成29年度実施分 1, 118人</p> <p style="padding-left: 20px;">区職員時実施分(H28年度) 1, 100人</p> <p>2 回答者内訳</p> <p>（1）性別内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">男性</th> <th style="text-align: center;">女性</th> <th style="text-align: center;">未回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成30年度</td> <td style="text-align: center;">31.7%</td> <td style="text-align: center;">64.6%</td> <td style="text-align: center;">3.7%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成29年度</td> <td style="text-align: center;">32.0%</td> <td style="text-align: center;">56.8%</td> <td style="text-align: center;">11.1%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区職員時(H28年度)</td> <td style="text-align: center;">29.7%</td> <td style="text-align: center;">55.1%</td> <td style="text-align: center;">15.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）年代内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">10代</th> <th style="text-align: center;">20代</th> <th style="text-align: center;">30代</th> <th style="text-align: center;">40代</th> <th style="text-align: center;">50代</th> <th style="text-align: center;">60代</th> <th style="text-align: center;">70代</th> <th style="text-align: center;">未回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30年度</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> <td style="text-align: center;">8.3%</td> <td style="text-align: center;">18.5%</td> <td style="text-align: center;">27.4%</td> <td style="text-align: center;">23.4%</td> <td style="text-align: center;">12.9%</td> <td style="text-align: center;">8.4%</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29年度</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> <td style="text-align: center;">6.6%</td> <td style="text-align: center;">19.1%</td> <td style="text-align: center;">27.5%</td> <td style="text-align: center;">20.0%</td> <td style="text-align: center;">15.7%</td> <td style="text-align: center;">10.0%</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区職員時</td> <td style="text-align: center;">0.9%</td> <td style="text-align: center;">8.9%</td> <td style="text-align: center;">14.2%</td> <td style="text-align: center;">29.8%</td> <td style="text-align: center;">24.2%</td> <td style="text-align: center;">13.0%</td> <td style="text-align: center;">6.2%</td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> </tr> </tbody> </table>		男性	女性	未回答	平成30年度	31.7%	64.6%	3.7%	平成29年度	32.0%	56.8%	11.1%	区職員時(H28年度)	29.7%	55.1%	15.2%		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	未回答	30年度	0.7%	8.3%	18.5%	27.4%	23.4%	12.9%	8.4%	0.4%	29年度	0.5%	6.6%	19.1%	27.5%	20.0%	15.7%	10.0%	0.7%	区職員時	0.9%	8.9%	14.2%	29.8%	24.2%	13.0%	6.2%	3.0%
	男性	女性	未回答																																																		
平成30年度	31.7%	64.6%	3.7%																																																		
平成29年度	32.0%	56.8%	11.1%																																																		
区職員時(H28年度)	29.7%	55.1%	15.2%																																																		
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	未回答																																													
30年度	0.7%	8.3%	18.5%	27.4%	23.4%	12.9%	8.4%	0.4%																																													
29年度	0.5%	6.6%	19.1%	27.5%	20.0%	15.7%	10.0%	0.7%																																													
区職員時	0.9%	8.9%	14.2%	29.8%	24.2%	13.0%	6.2%	3.0%																																													

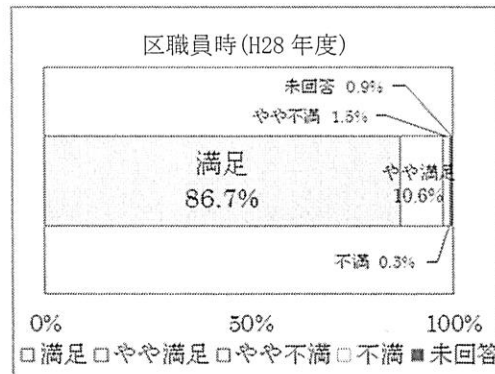
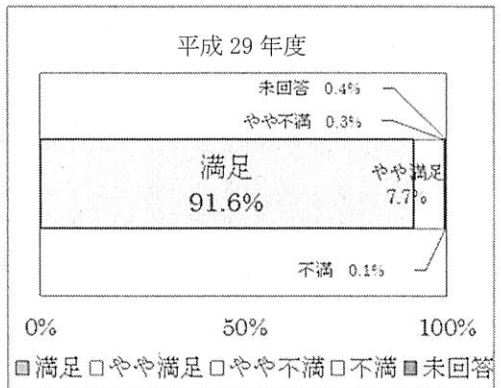
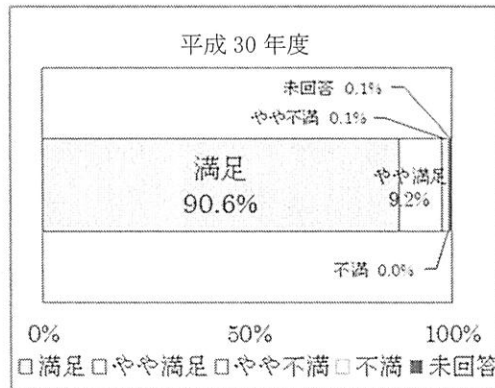
3 アンケート集計（前年度及び区職員対比）

(1) 職員の服装や態度



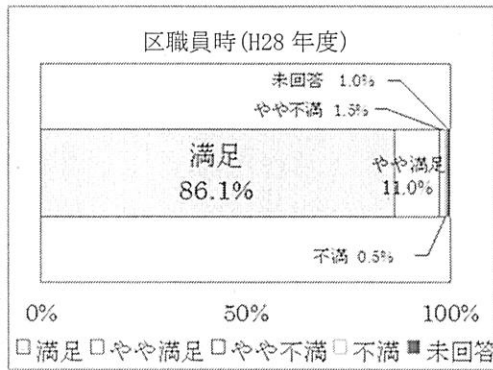
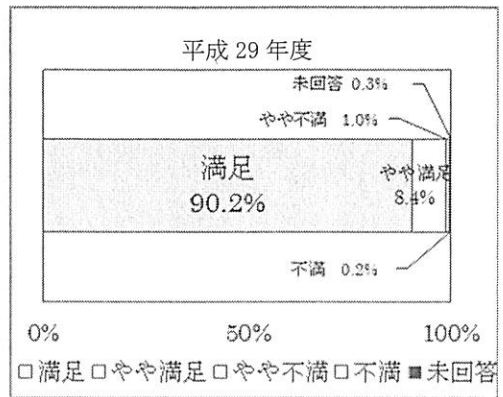
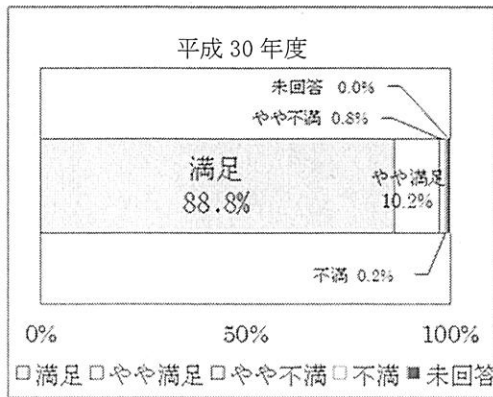
※「満足」の割合が前年比 1.4 ポイント低かったが、「やや満足」も合わせた割合は、98.9%で昨年度と同等であり、区職員時(96.7%)との比較では 2.2 ポイント高かった。

(2) 話を丁寧に聞く姿勢



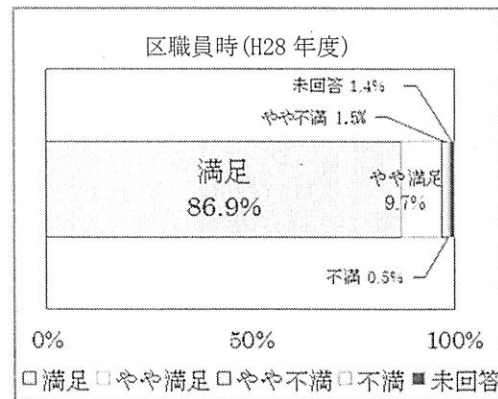
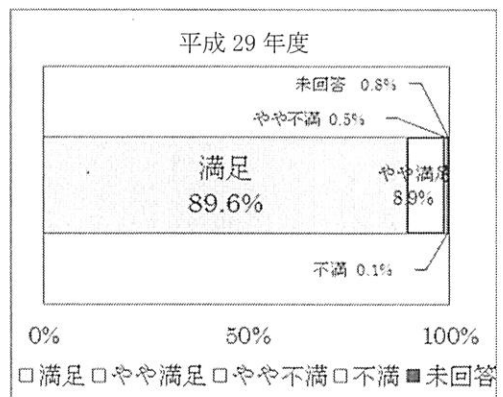
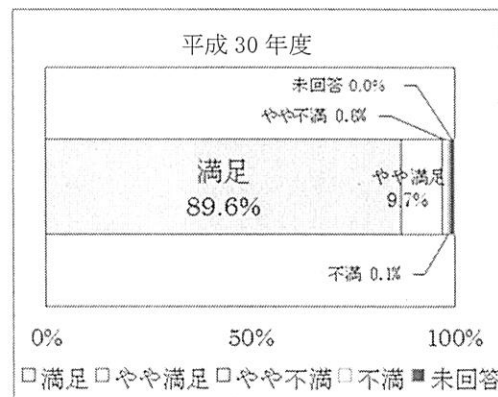
※「満足」の割合が前年比 1.0 ポイント低かったが、「やや満足」も合わせた割合は 99.8%で、昨年度(99.3%)より 0.5 ポイント上がり、区職員時(97.3%)との比較では 2.5 ポイント高かった。

(3) 説明は聞き取りやすい話のスピード (声の大きさ) か



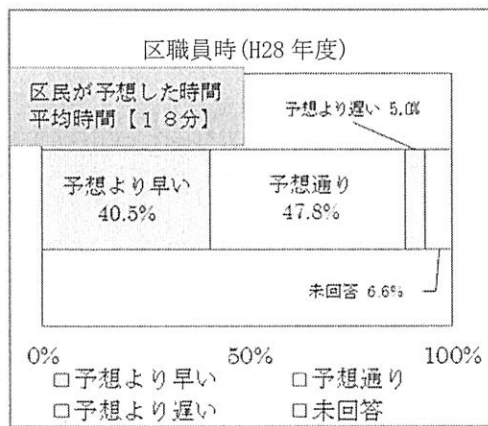
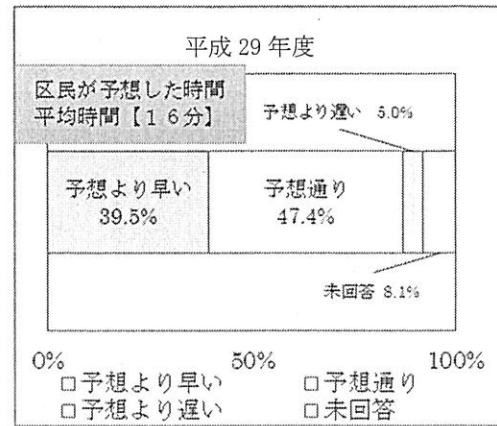
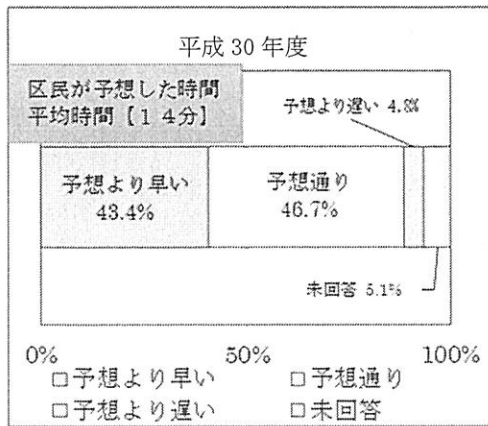
※「満足」の割合が前年比 1.4 ポイント低かったが、「やや満足」も合わせた割合は 99.0%で、昨年度 (98.6%) より 0.4 ポイント上がり、区職員時 (97.1%) との比較では 1.9 ポイント高かった。

(4) 説明の分かりやすさ



※「満足」の割合は昨年度と同じだが、「やや満足」も合わせた割合は 99.3%で、昨年度 (98.5%) より 0.8 ポイント上がり、区職員時 (96.6%) との比較では 2.7 ポイント高かった。

(5) 用件終了までの時間



※「予想より早い」「予想通り」を合わせた割合は 90.1%で、昨年度 (86.9%) より 3.2 ポイント上がり、区職員時 (88.3%) との比較では 1.8 ポイント高かった。また、年々区民が予想する用件終了までの時間 (平均) が短くなってきている。

(6) 区民が期待する窓口案内

	30 年度	29 年度	区職員
分かりやすい説明	26.1%	26.3%	26.5%
速やかな対応・ご用件が済むまでの時間	18.3%	18.9%	18.3%
親身になってご用件を聞く姿勢	13.4%	13.8%	15.3%
丁寧な言葉づかいや笑顔でのあいさつ	11.6%	12.8%	11.7%
聞き取りやすい話のスピードや声の大きさ	8.9%	7.6%	7.3%
好感もてる服装・態度	8.1%	8.2%	8.4%
大切なことを繰り返して説明	6.7%	6.4%	6.3%
ご用件に適した温かみのある声や表情	4.2%	4.9%	5.0%
ご用件が済んだあとのお見送りのあいさつ	0.4%	0.9%	0.4%
その他	2.3%	0.2%	0.9%

4 来客時間調査（委託した4センター集計）

	最大 来客者数	平均 来客者数	平均 接客時間	最大 待ち時間	平均 待ち時間
30年度	108人	42.0人	17分09秒	30分	33秒
29年度	67人	34.9人	17分06秒	25分	15秒
区職員時 (H28年度)	54人	18.5人	16分27秒	30分	8秒

5 調査結果の活用

アンケートの集計結果については、今年度の足立保健所窓口等運営業務委託評価委員会における評価資料として活用する。

問題点
今後の方針

区民ニーズが高い「分かりやすい説明」「速やかな対応」を踏まえ、丁寧で正確かつ迅速な対応を目指して業務習熟度を上げ、更なる区民満足度の向上につなげていけるよう受託事業者と協議を重ねていく。
また、今後も年1回、同様の時期にアンケートを実施し、業務水準維持を図っていく。

厚生委員会報告資料

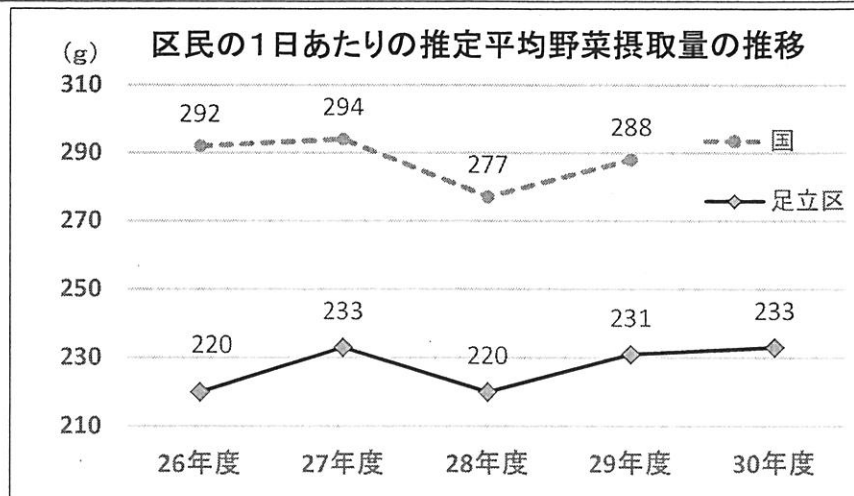
令和元年6月25日

件名	(新規事業) 胃がん内視鏡検診の実施(予定)について
所管部課名	衛生部データヘルス推進課
内容	<p>令和元年7月より開始される胃がん内視鏡検診の実施方法について、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者・受診間隔 50歳以上の区民 2年度に1回 (年齢は令和2年3月末時点) 2 受診期間 令和元年7月1日(月)～令和2年2月29日(土) 3 受診場所 区内指定医療機関 66箇所 4 検査内容 問診・内視鏡(経口または経鼻) 5 自己負担額 2,000円 6 その他 区内指定医療機関等は、6月26日に医師会も参加する胃がん運営委員会で最終決定を行う。
問題点 今後の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 あだち広報、ポスター、リーフレットや区民まつり等のイベントを活用し、検診について周知を行う。 2 過去の胃がんハイリスク検診で、陽性反応者で治療につながっていない方への個別勧奨を行う。

厚生委員会報告資料

令和元年6月25日

<p>件名</p>	<p>「足立区糖尿病対策アクションプラン」に基づく平成30年度事業実施結果等の概要報告について</p>														
<p>所管部課名</p>	<p>衛生部こころとからだの健康づくり課 データヘルス推進課</p>														
<p>内容</p>	<p>「足立区糖尿病対策アクションプラン」の3つの基本方針に基づき、平成30年度に行った主な事業の実施結果等を報告する。</p> <p>1 野菜を食べやすい環境づくりについて</p> <p>(1) あだちベジタベライフ協力店</p> <p>ベジ・ファーストメニューや野菜たっぷりメニュー等を提供する店舗数…728店舗（平成31年3月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月から実施した開拓委託による新規登録…120店舗 ・足立成和信用金庫との協創による新規登録…19店舗 <p>ア 6月食育月間での「“ちょいサラ”グランプリ」の実施や「食育月間特別メニュー」の提供…35店舗</p> <p>イ 11月糖尿病月間での「1食500kcal台で、野菜120g以上、塩分3g未満のヘルシーメニュー」の提供…11店舗</p> <p>ウ 朝から野菜が食べられる「ベジタベモーニングメニュー」の登録…12店舗（平成31年3月末時点）</p> <div data-bbox="501 1290 1326 1800" style="text-align: center;"> <p>ベジタベライフ協力店 店舗数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>店舗数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>624</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>607</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>592</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>728</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(2) 区民の野菜摂取</p> <p>区が11月に実施した「簡易型自記式食事歴法質問票（BDHQ）による食習慣調査」</p> <p>1日あたりの推定平均野菜摂取量…233g</p> <p>（国が示している目安は、1日あたり350g以上）</p>	年度	店舗数	25年度	82	26年度	630	27年度	624	28年度	607	29年度	592	30年度	728
年度	店舗数														
25年度	82														
26年度	630														
27年度	624														
28年度	607														
29年度	592														
30年度	728														



(3) 区ホームページ、A-メール、クックパッドにおける啓発

ア 区ホームページ及びA-メールへのレシピ掲載数 49 品、累計 286 品 (平成 31 年 3 月末時点)

イ レシピ投稿サイト「cookpad (クックパッド)」の足立区公式キッチン「東京あだち食堂」へのベジレシピ掲載数 36 品、累計 178 品、総アクセス数 131 万 5895 件 (平成 31 年 3 月末時点)

(4) 北足立市場協会や民間企業等との連携

ア 北足立市場協会との連携

舎人公園千本桜まつりや北足立市場まつりイベントでの糖尿病予防啓発、食育月間でのベジタベ教室の開催、食育の日 (6/19) に合わせた地域の青果店でのイベント実施等

イ 民間企業等との連携

ライフコーポレーション、セブン&アイ・フードシステムズ (デニーズ)、セブン-イレブン・ジャパン、イトーヨーカ堂、吉野家、すかいらーく (ガスト、ジョナサンほか)、ビッグボーイジャパン、日高屋、大戸屋、北千住マルイ、カゴメ、山崎製パン、足立成和信用金庫、JA等でのノボリ旗や卓上ポップを活用したベジタベライフの啓発等

2 子ども・家庭の良い生活習慣の定着について

(1) 「あだち 食のスタンダード サポート BOOK」の作成

凝った料理を覚えるよりも、簡単であってもバランスのとれた食生活を可能とする実践力＝「あだち 食のスタンダード」の定着を目指し、小中学校や学童保育室、高校等で活用

- ・ごはん・みそ汁編 (主に小学生対象) 7,500 部
- ・おかず編 (主に中学生対象) 7,500 部
- ・ちょい増し野菜編 (主に保護者対象) 10,000 部

(2) 幼稚園等出張栄養教室

保護者には、野菜が身体にとって大切な理由や忙しい朝でも簡単に作れる野菜料理の実演を行い、園児にはパネルシアターや野菜の食べ比べ等の体験型教室を実施

38回、1,514人参加（平成29年度27回、1,174人）

(3) 学童保育室での料理教室

子どもの食事作りへの関心を高めるため、調理体験教室を実施

28回、845人参加（平成29年度29回、842人）

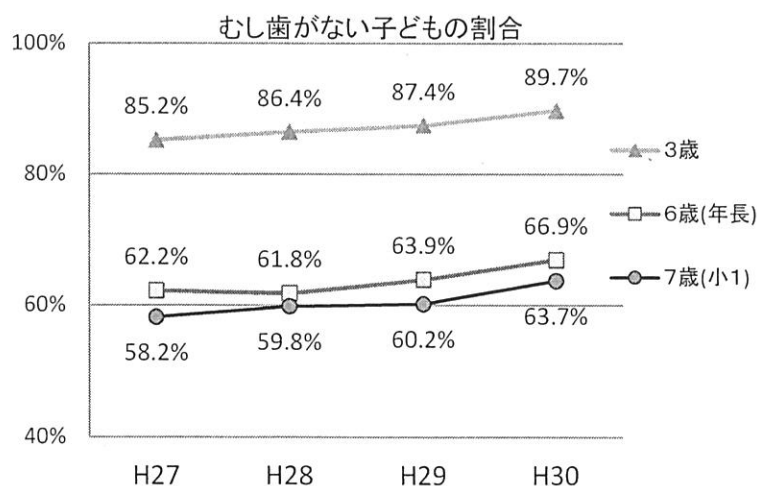
(4) 高校生向け包丁いらずの朝ベジ料理教室

コンビニ等での栄養バランスの良い食事の選び方、野菜を使った簡単な朝ベジ料理の実習やデモンストレーション等、体験を交えた教室を実施

8校、2,140人参加（平成29年度8校、1,540人）

(5) 子どもの歯科健診結果

むし歯がない子どもの割合は、3歳児89.7%、6歳(年長児)66.9%、7歳(小学1年生)63.7%で、すべての年齢で前年度より増加



(6) 「6歳臼歯健康教室」の実施

永久歯(6歳臼歯)を健全に育成するため、年長児、小学1年生を対象に、足立保健所歯科衛生士がむし歯予防教室を実施

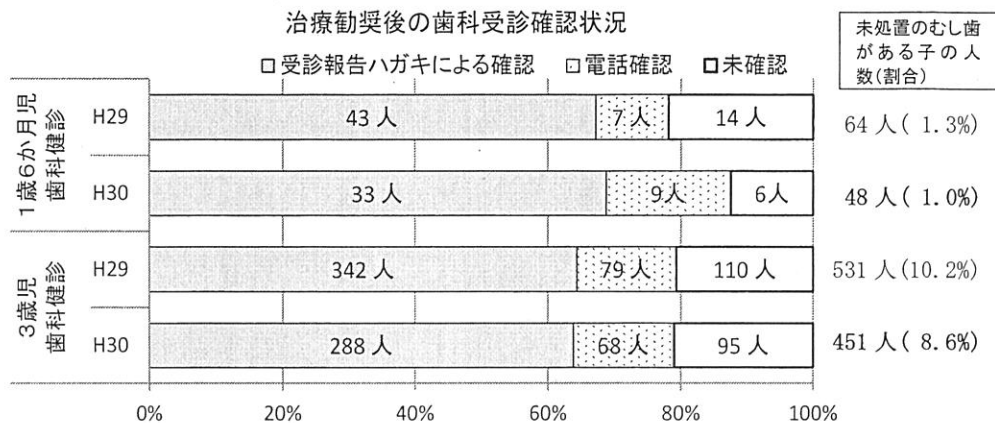
「6歳臼歯健康教室」実施状況

	実施施設数			
	合計	私立幼稚園	保育施設	小学校
30年度	193	26	109	58
(29年度)	(176)	(27)	(104)	(45)

(7) 1歳6か月児・3歳児歯科健診フォロー事業の実施

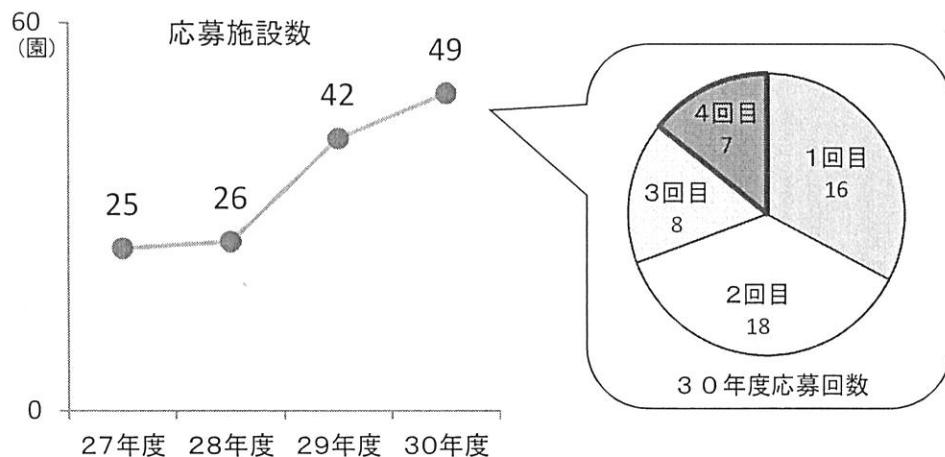
治療が必要な子どもの保護者に積極的に治療勧奨を行い、ハガキで歯科医療機関の受診確認を行う。健診後2か月経ってもハガキが届かない家庭には、歯科衛生士が電話で確認している。

30年度フォロー率 1歳6か月児 87.5% (42/48人)
 (平成31年4月末時点) 3歳児 78.9% (356/451人)



(8) 「あだちっ子・いい歯推進園表彰事業」の実施

規則正しい食習慣や歯みがき習慣づくり等に積極的に取り組む保育施設や幼稚園を表彰し、広く区民に紹介(応募総数49園)



(9) 歯によいおやつのお啓発

歯によいおやつを選び方について、ポスター及びリーフレットを作成し、保育施設・幼稚園、小学校、子育てサロン、保健センター等で配布

3 糖尿病重症化予防について

(1) 医療機関受診勧奨と訪問指導の実施

ア 平成30年度の実施状況(令和元年5月10日時点)

足立区国保40~59歳、30年度特定健診結果ヘモグロビンA1c値7%以上で血糖に関する薬を使っていないと答えた方184人に対し、医

療機関受診勧奨通知の発送や保健師による訪問指導等を実施
 イ 平成 29 年度対象者の改善状況

平成 29 年度対象者のうち、平成 30 年度の特定健診を受診した者	特定健診結果でヘモグロビン A1c 値が改善 (前年度より 0.1%以上改善)				
	うち、ヘモグロビン A1c 値 7%未満 (アンダーセブン) に改善				
93 人 (110 人)	男 65 人 (73 人)	70 人 75.3%	男 50 人 (45 人)	44 人 62.9%	男 32 人 (26 人)
	女 28 人 (37 人)	(71 人 64.5%)	女 20 人 (26 人)	(47 人 66.2%)	女 12 人 (21 人)

※ () 内は前年度の状況

(2) 医師会、歯科医師会、薬剤師会の連携による糖尿病合併症予防の仕組みづくり

ア 協力医療機関数

363 機関 (内科 131、眼科 33、歯科 189、薬局 10)

イ 連携マニュアルの配付

「医師会・歯科医師会・薬剤師会連携マニュアル」を協力医療機関へ配付

(3) 薬剤師会による糖尿病重症化予防フォロー事業の実施

ア 区内 10 薬局において、ヘモグロビン A1c 値測定の結果、糖尿病が疑われるヘモグロビン A1c 値 6.5%以上の区民を医療機関へ受診勧奨

(平成 31 年 3 月末時点)

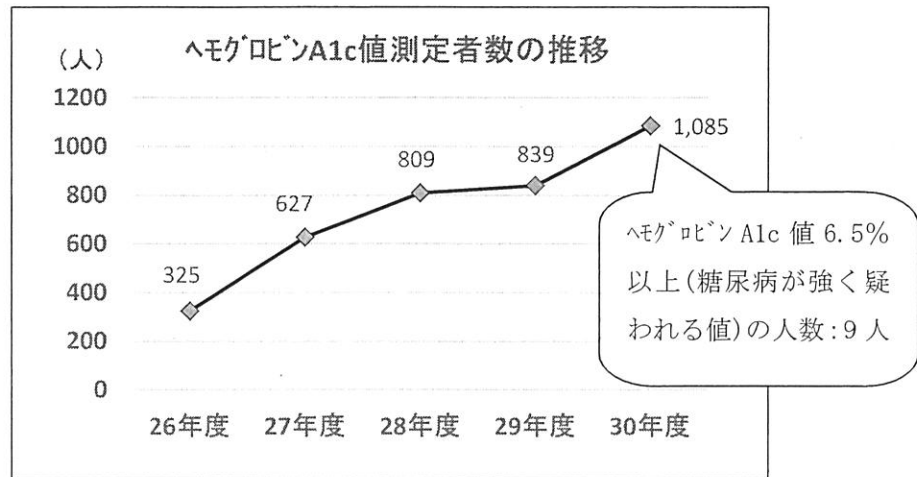
	ヘモグロビン A1c 値測定者数	ヘモグロビン A1c 値 6.5%以上の人数	受診確認ができた人数
足立区民	122 人 (107 人)	15 人 ※ (5 人)	3 人 (1 人)
区外	23 人 (60 人)	1 人 (9 人)	—

※15 人のうち受診確認できなかった 12 人の内訳：すでに病院につながっていた方 5 人、連絡が取れない方 5 人、受診拒否 2 人
 また、() 内は前年度の状況

イ 薬局でのヘモグロビン A1c 値測定とベジタベライフを合わせた啓発用ティッシュを作成 (7,000 個) し、イベントで配布

(4) 各種イベントでのヘモグロビンA1c値測定

区民まつり、ふれあいキッズデー、L・フェスタ、糖尿病週間、健康フェスタ（東京電機大学イベント）、保健センター健診事業等での測定…1,085人



(5) 糖尿病眼科健診

生活習慣や加齢に伴う眼科疾患(糖尿病網膜症、緑内障、白内障、加齢黄斑変性等)を早期に発見して進行を予防するため、対象者全員に受診券を送付

ア 対象者

(ア) 45歳・50歳・55歳の足立区国民健康保険加入者で、次のいずれかの条件に該当する方

- ①前年度の足立区国民健康保険特定健診を受診しなかった方
- ②前年度の足立区国民健康保険特定健診を受診し、ヘモグロビンA1c値5.6%以上で眼底検査を受診したことがない方

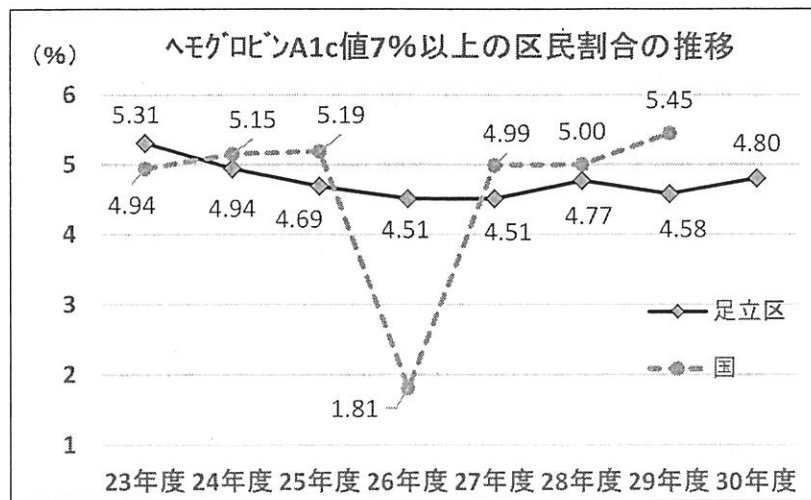
(イ) 60歳の区民全員(前年度の足立区国民健康保険特定健診眼底検査受診者を除く)

イ 受診者数

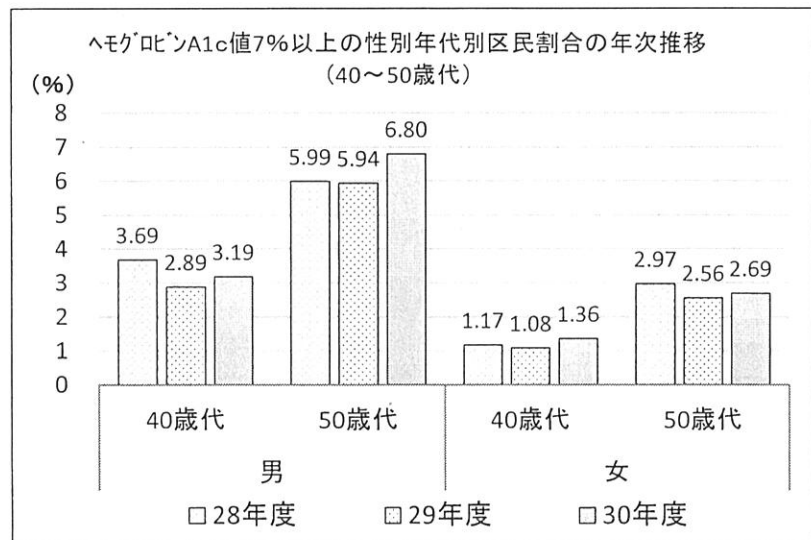
年度	対象者数	受診者数	受診率
H30	12,882人	1,619人	12.6%
H29	12,306人	1,153人	9.4%

(6) ヘモグロビンA1c値7%以上の区民(足立区国保40~74歳の特定健診受診者のうちヘモグロビンA1c値7%以上の者)の割合

(令和元年5月10日時点)



【参考】

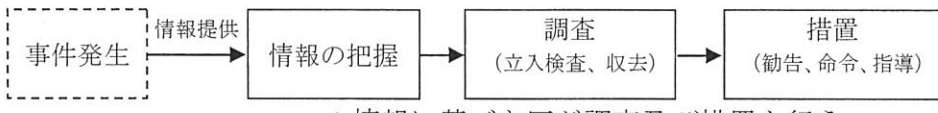


問題点
今後の方針

「糖尿病対策アクションプラン」の3つの基本方針に基づき、引き続き対策を進めていく。特に、重症化予防については、40～74歳のヘモグロビンA1c値7%以上の割合が微増傾向にあるため、事業形態を見直し、「40歳前の健康づくり健診」結果日(2日目)での保健・栄養指導の実施による、若年者の重症化予防に重点を移していく。さらに、野菜を食べやすい環境づくりでは、信用金庫や生命保険会社等多様な企業との協創を進めていく。

厚生委員会報告資料

令和元年6月25日

件名	健康増進法に基づく食品広告規制に係る事務処理要綱の制定について
所管部課名	衛生部足立保健所中央本町地域・保健総合支援課
内容	<p>足立区健康増進法第31条第1項違反事件関係事務処理要綱を制定した。</p> <p>1 目的 健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第31条第1項の規定により、食品の販売にあたり広告その他の表示をする際は、健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告を禁止している。法に違反する広告事案を違反事件という。 事件が発生した場合に、迅速かつ的確に対応するため事務処理体制を整備する。</p> <p>2 制定の経緯 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第1条の規定により、法の一部が改正され、平成28年4月1日より法第31条第1項に違反して表示をした者に対する措置の権限が内閣総理大臣から都道府県知事等（保健所設置市長及び特別区長を含む。）に移譲されたため、足立区における処理手順等を示す要綱を制定することとした。</p> <p>3 事務処理の概要</p>  <pre> graph LR A[事件発生] -- 情報提供 --> B[情報の把握] B --> C[調査 (立入検査、収去)] C --> D[措置 (勧告、命令、指導)] </pre> <p style="text-align: center;">*情報に基づき区が調査及び措置を行う</p> <p>*別紙 足立区健康増進法第31条第1項違反事件関係事務処理要綱 参照</p> <p>4 施行年月日 平成31年4月1日</p>
問題点 今後の方針	関係所管と連携を図り、引き続き食品表示の適正化に取り組んでいく。

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第31条第1項違反事件に係る事務（同法第32条第1項の規定による勧告（以下「勧告」という。）及び同条第2項の規定による命令（以下「命令」という。）並びに同条第3項において準用する同法第27条第1項の規定による立入検査及び収去の実施に係る事務を含む。）の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(方針)

第2条 この要綱に基づく事務の処理についての基本方針は、次のとおり定める。

- (1) 迅速かつ厳正な処理に努めること。
- (2) 事業者の主張を十分に聴き、事業者の利益を不当に害することのないよう、適正手続に努めること。
- (3) 健康増進法第31条第1項に違反する疑いのある案件（勧告及び命令並びに同条第3項において準用する同法第27条第1項の規定による立入検査及び収去の実施に係る案件を含む。以下「事件」という。）に関して知り得た情報を厳格に管理し、秘密保持の徹底に努めること。

(端緒)

第3条 事件の端緒（以下単に「端緒」という。）の区分は、次の各号に掲げるものについてそれぞれ各号に定めるとおりとする。

- (1) 職権探知 職員が、健康増進法第31条第1項に違反する疑いのある行為（当該行為が既に終わっている場合の当該行為を含む。以下「健康増進法違反被疑行為」という。）を探知し、把握することをいう。
- (2) 情報提供 健康増進法第31条第1項の規定に違反する事実があると考える者が、健康増進法違反被疑行為として、足立保健所に対し、その事実に関する情報を報告することをいう。

2 端緒があったときの処理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員は、健康増進法違反被疑行為を健康増進法第31条第1項の規定違反及び違反が疑われる広告等について（別記様式第1号。以下「記録票」という。）を使用して記録しなければならない。
- (2) 足立区長は、健康増進法違反被疑行為があると判断する場合には、事件について次のアからウまでに掲げる区分のうち、当該アからウまでに定める事項により該当する区分を決定する。

ア 本調査事件 健康増進法第32条第1項に規定する勧告のための調査を行う必要があるもの（国民の健康の保持増進及び国民の正確な情報伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものに限る。）

イ 迅速処理調査事件 事件の端緒があった日から1か月以内に指導（口頭指導を含む。）による終結を目指すもの

ウ 予備調査事件 関係人に接触することなく調査するもの（担当職員である旨を秘して関係人に接触するものを含む。）

3 消費者庁へ通知する場合の処理は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 健康増進法違反被疑行為が行われている場合、関係人の事務所等が二つ以上の都道府県等内に所在している場合等、健康増進法の効率的な運用に資すると考えられる場合 消費者庁と協議の上、関係資料を添えて当該健康増進法違反被疑行為が行われている旨を通知し、当該事件について、必要に依り消費者庁へ措置結果の報告を求めるものとする。

(2) 前号に規定する場合のほか、健康増進法違反被疑行為の処理において必要がある場合 消費者庁と協議するものとする。

4 都道府県等へ通知する場合の処理は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 健康増進法違反被疑行為が、足立区所管以外の区域において行われている場合等、健康増進法の効率的な運用に資すると考えられる場合 都道府県等と協議の上、関係書類を添えて当該行為が行われている旨を通知し、当該事件について、必要に依り都道府県等へ措置結果の報告を求めるものとする。

(2) 前号に規定する場合のほか、健康増進法違反被疑行為の処理について必要がある場合 都道府県等と協議するものとする。

5 既に調査を行っている事件について、新たな情報が寄せられた場合又は重複して同じ情報が寄せられた場合には、当該事件に併合する。

6 提供された情報が調査に着手するのに十分でないと判断されるものは、参考情報として記録する。

7 端緒により得た情報が健康増進法に係る情報でないときは、第2項による処理を行わないものとする。ただし、他法令に違反する疑いがあると考えられる場合には、端緒により得た情報を関係機関に通知するものとする。

(事件調査の実施)

第4条 事件の調査は、事業者等の任意の協力を得て行うほか、必要に依り、健康増進法第32条第3項の規定により準用される同法第27条第1項に規定する権限（以下単に「健康増進法第32条第3項に規定する権限」という。）を行使して行うものとする。この場合においては、第5条第1号に規定する手続により行わなければならない。

2 期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従う。ただし、期間の末日が足立区の休日を定める条例（平成元年足立区条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。

3 事件の調査に係る事業者等（以下「相手方」という。）から代理人を通じるよう申立てがあった場合は、代理人の代理権限の確認を行う。

第5条 事件の調査の方法は、次の各号に掲げる調査に依り、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 関係人等の任意の協力を得て行う調査 次のアからエまでに掲げるとおりとする。

- ア 報告依頼は、相手方に報告を依頼する事項を記載した報告書の様式を添えて口頭で行う。ただし、相手方が特に求めるときは、事件名、相手方の氏名又は名称及び相手方に報告を依頼する事項を記載した報告依頼書（別記様式第2号）を作成し、相手方に交付するものとする。
- イ 任意提出の手続は、次の（ア）から（ウ）までに掲げるものについて、当該（ア）から（ウ）までに定めるとおりとする。
- （ア） 提出された物件の受領 相手方から物件が任意に提出されたときは、当該物件とともに、提出された物件の所有者及び差出人の住所又は就業場所、職業及び氏名、提出された物件の品目並びに提出年月日が記載された任意提出書（別記様式第3号）を相手方から受領しなければならない。この場合においては、相手方から任意提出書を受領した場合には、当該目録の写しを相手方に交付するものとする。
- （イ） 受領した物件の還付 調査の必要がなくなった場合は、相手方に当該受領した物件を還付し、相手方から還付請書（別記様式第4号）を受領しなければならない。この場合において、相手方が当該受領した物件の所有権を放棄したときは、相手方から所有権放棄書（別記様式第5号）を受領しなければならない。
- （ウ） 提出依頼書の作成 相手方が求めるときは、事件名、相手方の氏名又は名称及び相手方に提出を依頼する物件の品目を記載した提出依頼書（別記様式第6号）を作成し、相手方に交付しなければならない。この場合において、（ア）中「任意提出書」とあるのは「提出書」（別記様式第7号）と読み替えるものとする。
- ウ 任意の供述 相手方が任意に供述した場合において、必要があると認めるときは、これを録取した供述調書（別記様式第8号）、確認書（別記様式第9号）、供述聴取報告書（別記様式第10号）又はヒアリングメモを作成する。
- エ ウェブサイト等における表示の記録、保存等 ウェブサイト等における表示を記録し、保存する必要があると認めるときは、当該表示を書面に印刷し、又は撮影した上で、その年月日、方法等を記載した報告書（別記様式第11号）を作成し、当該表示を印刷した書面又は撮影した写真を添付する。
- (2) 健康増進法第32条第3項に規定する権限の行使による調査 次のア及びイに掲げるとおりとする。
- ア 立入検査は、次の（ア）から（ウ）までに掲げるものについて、当該（ア）から（ウ）までに定める手続により、食品衛生監視員が行わなければならない。
- （ア） 立入検査計画書の作成 立入検査を行う場合は、事件名、関係人、関係法条、違反被疑事実の概要、立入検査をする場所、収集資料等を記載した立入検査計画書（別記様式第12号）を作成する。
- （イ） 検査対象者等を記載した書面の交付 立入検査に際し、事件名、検査対象者、検査場所、検査日、検査を行う職員、関係法条及び検査に応じない場合の法律上の制裁を記載した立入検査の実施について（別記様式第13号）を作成し、検査先の代表者、立入検査の対象事業所又は立入検査の対象部門の責任者であって、立入検査に立ち会う者（以下「立会人」という。）に交付しなければならない。

(ウ) 検査調書の作成 立入検査実施後は、事件名、検査の目的、日時及び場所、立会人の職業及び氏名並びに検査の結果を記載した検査調書（別記様式第14号）を作成しなければならない。

イ 収去は、消費者庁の定める「健康増進法第31条第1項違反被疑事件調査及び収去等マニュアル」（平成28年8月8日付表示対策課長決定第14号）により実施する。

第6条 職員は、事件の調査の終了後、調査報告書を作成し、足立区長に報告しなければならない。

2 勧告又は指導を行わないときは、前項の調査報告書の作成に代えて、記録票に事件の概要を記載しておく。

第7条 弁明の機会の付与は、次に掲げる手続により行うものとする。

(1) 調査の結果、勧告が相当であると考えられる場合には、当該勧告の名宛人となるべき者に対し、弁明その他意見陳述のための手続を行うことができる。ただし、当該勧告の名宛人が、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらず、命令を行う場合は、行政手続法第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与する。

(2) 前号の弁明その他意見陳述のための手続又は弁明の機会を付与するときは、勧告又は命令の名宛人となる者に対して、次のアからウまでに掲げる事項を記載した弁明の機会の付与について（通知）（別記様式第15号）をもって、その旨を通知する。

ア 予定される勧告又は命令の内容（勧告又は命令の根拠となる事実及び法令の適用を含む。）

イ 弁明その他意見陳述又は弁明を記載した書面（以下「弁明書等」という。）及び証拠を提出することができる旨

ウ 弁明書等及び証拠の提出先並びに提出期限

(3) 弁明の機会の付与について（通知）による書面は、勧告又は命令の名宛人となるべき者若しくはその代表者又は代理人（勧告又は命令に対する事務の処理の委託を受けた者に限る。以下同じ。）に対して手交し、又は当該名宛人となるべき者に対して到達したことが証明できる郵便によって送付する。その場合において、勧告又は命令の名宛人となるべき者若しくはその代表者又は代理人に手交した場合には、受領書を当該者から受領する。

(4) 弁明書等及び証拠の提出期限は、原則として、弁明その他意見陳述又は弁明の機会を付与した日から2週間後に設定する。

(5) 天災その他正当な事由があると認めた場合には、前号に規定する提出期限を延長することができる。

(6) 弁明その他意見陳述の手続又は弁明の機会の付与を行った後においても、勧告又は命令の名宛人となるべき者の弁明又はその他意見陳述の内容を踏まえた追加調査を行うことができる。

(措置)

第8条 足立区長は、勧告の必要があると認める場合は、次に掲げる手続により行うものとする。

- (1) 勧告書（別記様式第16号）は、名宛人若しくはその代表者又は代理人に対して手交し、又は当該名宛人に到達したことが証明できる郵便によって送付する。
- (2) 勧告書を名宛人若しくはその代表者又は代理人に手交した場合には、当該者が受領した旨を示す受領書を当該者から受領する。
- 2 命令を行う場合は、前項の手続を準用する。この場合において、前項第1号中「勧告書（別記様式第16号）」とあるのは「命令書（別記様式第17号）」と、同項第2号中「勧告書」とあるのは「命令書」と読み替えるものとする。
- 3 指導は、次に掲げる場合に行うものとする。
 - (1) 健康増進法第31条第1項に違反する事実（以下「違反事実」という。）が認められたが、同法第32条第1項に規定する国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがある事実が認められない場合
 - (2) 違反事実は認められないが、健康増進法第31条第1項に違反するおそれがある事実が認められた場合
- 4 前項の指導の対象者から、書面の交付を求められた場合には、足立区行政手続条例第33条第3項の規定に基づき書面を交付する。
- 5 足立区長は、前4項までの規定により相手方が実施した事項について第11条第1項に定める報告を受けた上で事件を終結させる。
- 6 違反事実が認められない場合には、足立区長の決定により事件を終結させる。
- 7 調査の続行が適当でないと認められる場合には、足立区長の決定により、調査を打ち切り、事件を終結させる。

（公表）

第9条 違反事実が確認されており、かつ、公表目的の正当性及び公表方法の相当性等が認められると判断できる場合は、次に掲げる事項を公表する。ただし、足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）等に照らして非開示と判断される事実があれば、当該事実については公表しない。

- (1) 違反した事業者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 違反事実
 - (3) 勧告又は命令した場合は、その内容
- 2 公表の方法は、報道機関への情報提供、区ホームページへの掲載等とする。
 - 3 公表の期間は、違反内容が改善された日の翌日から起算して14日間とする。

（承認）

第10条 勧告において、足立区長が承認する方法によって一般消費者へ周知徹底すべき旨を求めた場合には、用いようとする周知媒体の次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める事項を明らかにした周知方法の承認願を提出させる。

- (1) 新聞 周知文案、新聞名、地域、掲載紙面、掲載面積、掲載時期等
- (2) ウェブサイト（携帯電話のサイトを含む。） 周知文案、掲載場所、掲載時期等
- (3) 新聞折り込みチラシ 周知文案、新聞名、配布枚数、配布地域、配布時期等
- (4) 店頭掲示 周知文案、形態、掲示方法、掲示店舗名、掲示期間等

- (5) テレビ又はラジオ広告 周知文案、放送局名、放送地域、放送時期、放送時間等
- 2 前項に規定する承認願が提出された場合、違反行為の内容、広告手段、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報伝達に重大な影響の程度等により、その周知徹底の方法が適当であると認められる場合には、足立区長の決定により承認する。
 - 3 前項の承認後、勧告の名宛人若しくはその代表者又は代理人に対し、承認した旨を記載した書面を交付し、当該者が当該書面を受領した旨を示す受領書を当該者から受領するものとする。

(措置の完了)

- 第11条 勧告に係る措置の期限は、措置した日から1か月経過した日までとし、勧告の名宛人は、足立区長宛てに記名押印した措置完了報告書を提出するものとする。
- 2 前項の措置完了報告書が提出された場合において、勧告に係る措置が完了したと認められる場合には、足立区長の決定により事件を終結させる。
 - 3 命令に係る措置については、前2項を準用する。

(判断基準)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、事件の調査の方針及び勧告、命令、指導の判断基準等は、消費者庁の定める健康増進法第31条第1項違反被疑事件調査及び収去等マニュアルによるものとする。

付 則 (30足保中発第1830号 平成31年3月29日衛生部長決定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。